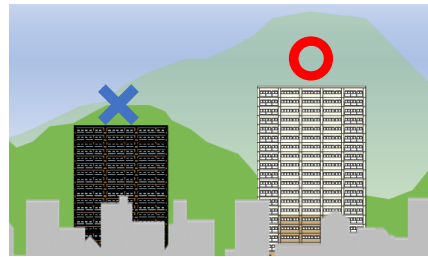


長岡天神駅周辺の群景観における  
景観形成基準について

長 岡 京 市

023 「西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した色彩」とは？

落ち着いた色彩は西山の緑を活かし、そのバランスの良さがまちなみの魅力となります。まちなみから突出する建築物は、周囲の景観へ与える影響が大きいため、そのバランスについて、特に配慮が必要となります。



**対象建物** 高さ15mを超える建築物

長岡京市の低層を主としたまちなみから突出する建築物については、周囲の景観との調和に特に配慮します。

**対象区域** 西山・山麓景観区域、市街地景観区域、河川軸沿道軸①②、旧街道軸、景観重点地区

人の活動が多い市街地や河川、西山に近接する住宅地では、西山の眺めに特に配慮します。

① 色彩選定について

■ ベースカラーについて、西山景観保全色より選定する。

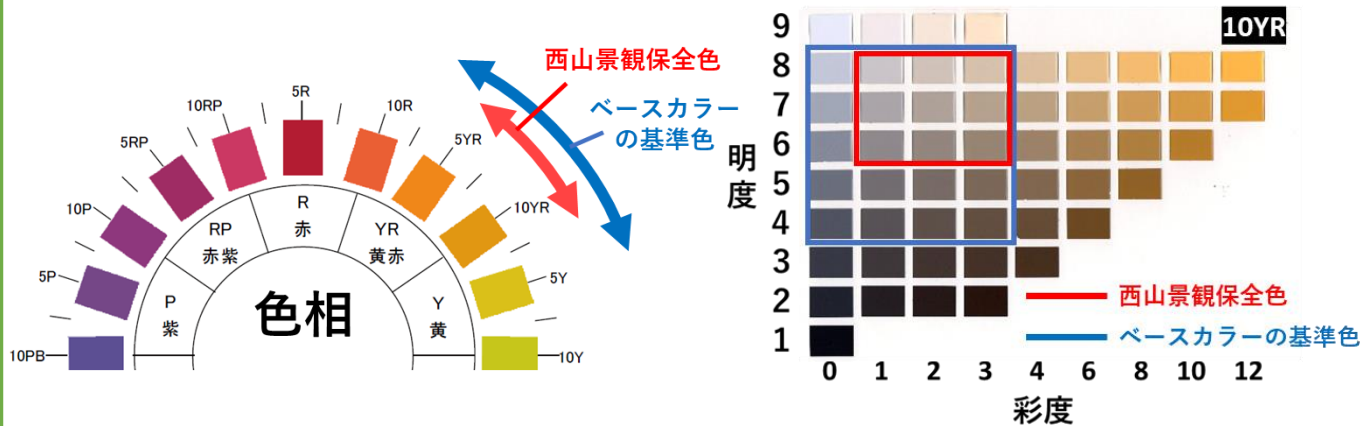
西山景観保全色

使用する色相	明度	彩度
5 Y R ~ 2.5 Y	6 ~ 8	1 ~ 3
N系は使用しない		

ベースカラーの基準色

使用する色相	明度	彩度
2.5 Y R ~ 5 Y	4 ~ 8	3 以下
N系については、明度4 ~ 8とする		

なお、長大な壁面に対して色彩による分節化を行う場合は、選定した西山景観保全色との対比が強くないと認められる範囲でベースカラーの基準色を用いることもできます。(明度差を2以内とする等)



② 配色について

■ サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。

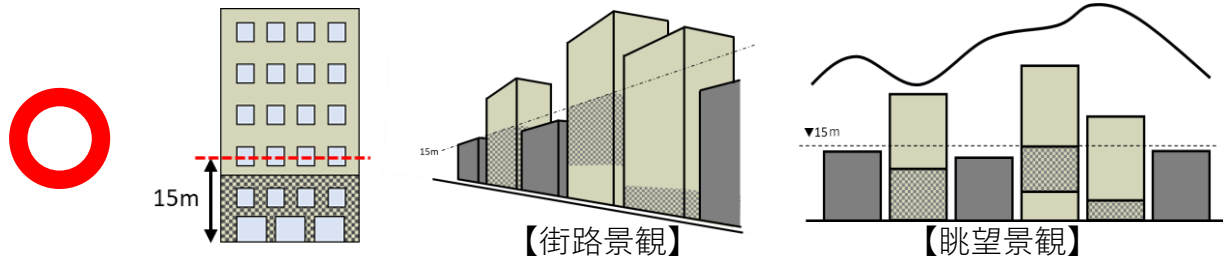
ただし、高さ15mを超える部分の見付のうち5%未満の面積に使用するサブカラーについてはこの限りではありません。

■ 軒天や内壁等の色彩は、西山景観保全色または隣接した壁面に準じた色彩とします。

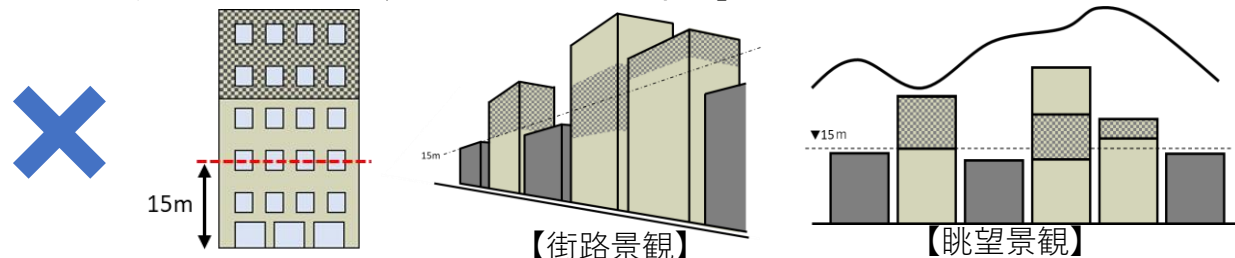
■ サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。

建築物のデザイン性を高めたり、街のにぎわいを演出するために、サブカラーやアクセントカラーを用いることは効果的ですが、建築物の高層部に用いると、まち並みのなかで突出するだけでなく、良好な眺望景観や街路景観を損ねる恐れがあります。

【高さ15m以下へのサブカラー、アクセントカラーの使用】



【高さ15m以上へのサブカラー、アクセントカラーの使用】



■ 軒天や内壁等の色彩は、西山景観保全色または隣接した壁面に準じた色彩とします。

バルコニーや外廊下の天井・内壁等の立面図では確認できない仕上げ面についても、歩行者から視認でき、大きな印象を与えることになるため、圧迫感を与えたり目立った色彩とならないよう配慮する必要があります。



< 将来の景観イメージ（天神通り） >





# 長岡天神駅周辺の群景観における 景観形成基準について

令和5年10月6日

第89回長岡京市まちづくり審議会



## 目次

1. 長岡京市景観計画について
2. 色彩コントロールについて
3. ガイドラインの解説

# 1. 長岡京市景観計画について

- 長岡京市の景観計画
- 高層建築物の届出状況
- 将来の景観イメージ

## 長岡京市の景観計画

景観法（H16.12施行）

長岡京市景観計画（H20.4策定、H30.12改訂）

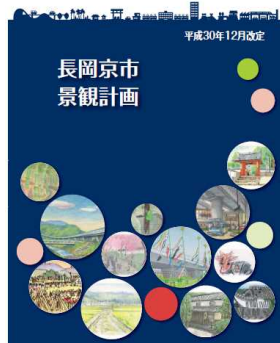
### 考え方とポイント

背景となる西山や緑、既存のまちなみ  
との調和を乱さないことが必要



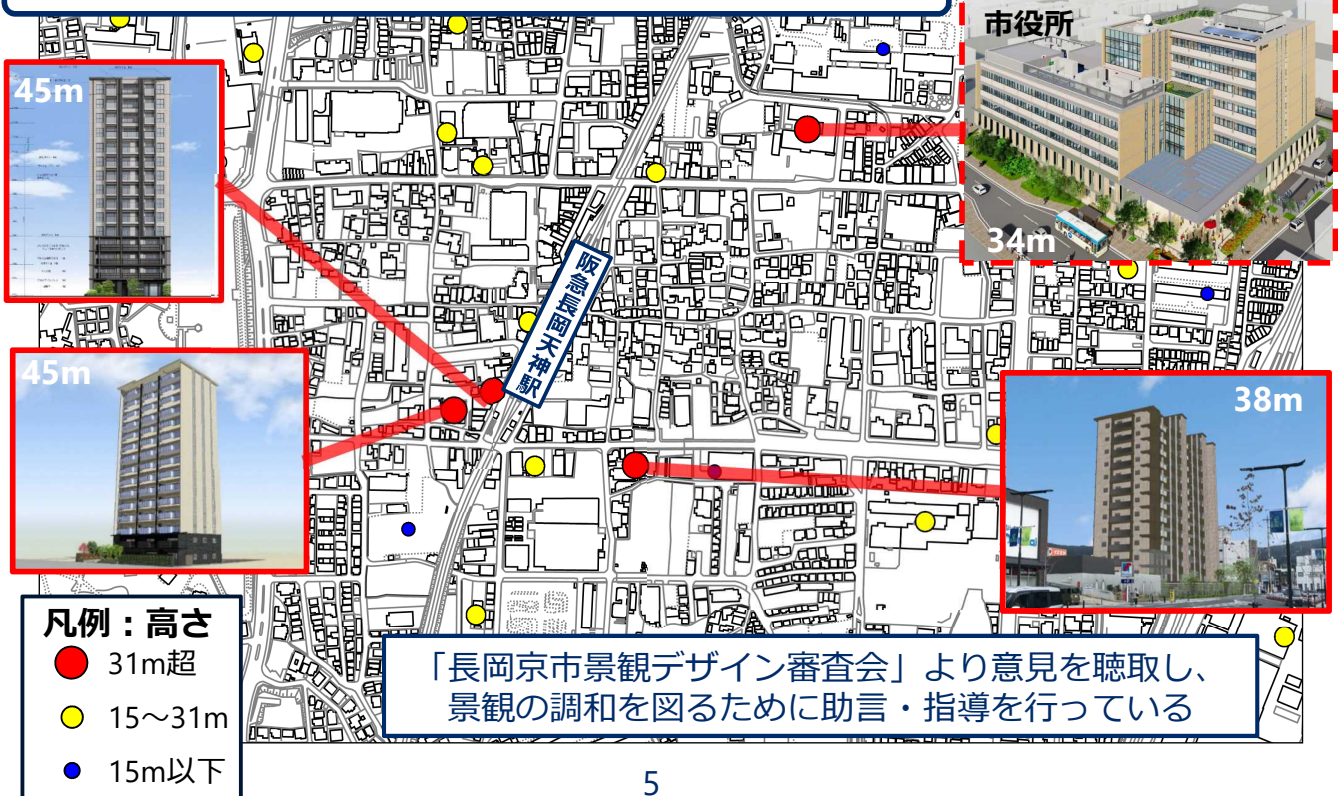
- 景観計画区域の設定（特性に応じた地域区分）
- 届出対象行為の設定（大規模な行為又はそれ以外の行為）  
※建築面積1,000㎡超又は建物高さ15m超
- 景観形成基準の設定（建築物の意匠形態・色彩など）

景観計画区域・届出対象行為ごとに記載している景観形成基準  
を用いて届出の内容を審査している。



# 高層建築物の届出状況

長岡天神駅周辺にて高層建築物の届出が相次いでいる



# 将来の景観イメージ（天神通り）

助言・指導を行わないと.....



高層建築物の届出状況に対する「長岡京市デザイン審査会」からの意見

- 現行の景観形成基準のままでは、景観の不調和を招く恐れがある
- 高層建築物については、色彩をコントロールするため一定の基準を定めることが望ましい

## 2. 色彩コントロールについて

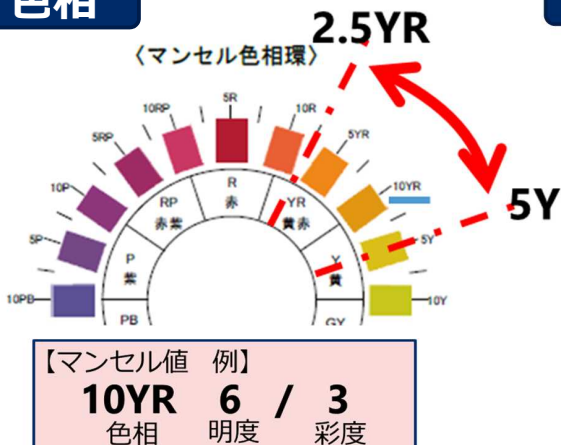
- 現行の景観形成基準
- 色彩コントロールの方法
- 色彩コントロールの検討経過

### 現行の景観形成基準

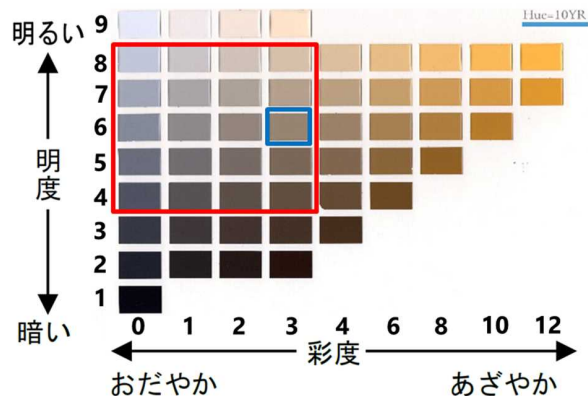
**建築物の色彩 (屋根以外) :** 建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。

【ベースカラーの基準色】	使用する色相	明度	彩度
建築物の外観に大きな影響を与えるベースカラー (建築物の見附面積の70%以上を占める色) の色彩基準	2.5YR～5Y	4～8	3 以下
	N系については、明度 4～8 とする。		

#### 色相

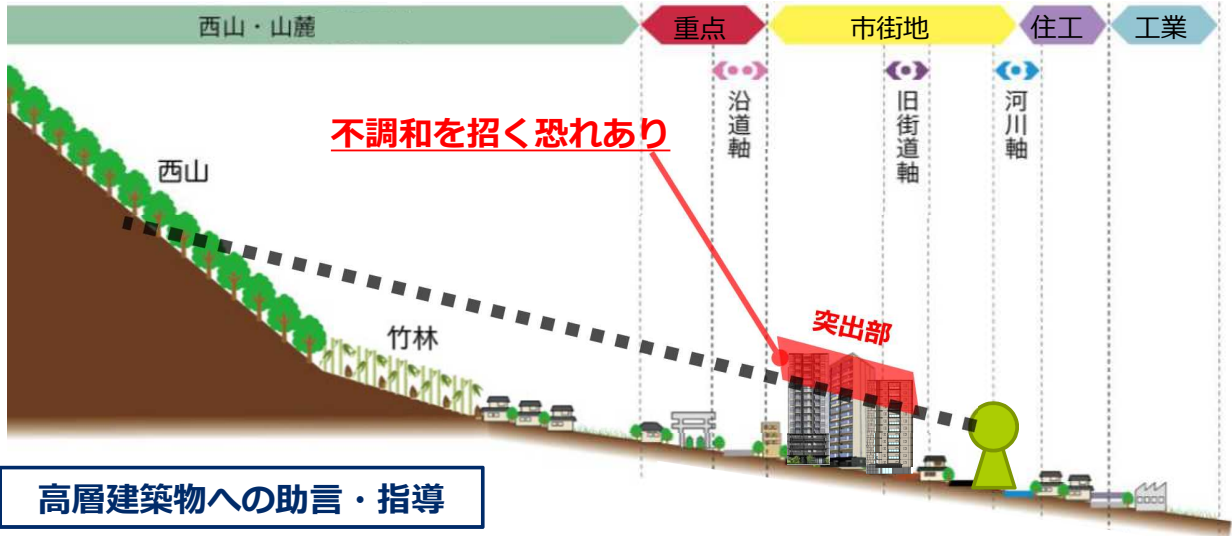


#### 明度・彩度



# 現行の景観形成基準

**建築物の色彩 (屋根以外) :** 建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、  
**西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。**



## 高層建築物への助言・指導

個別の案件に対して、デザイン審査会で「西山の眺めや周囲の景観との調和」について意見徴収し、助言・指導を行ってきた。  
 その結果、景観の調和が保たれてきたが、**デザイン審査会を経ての助言・指導となり、事業者にとっては設計変更にかかる負担が大きかった。**

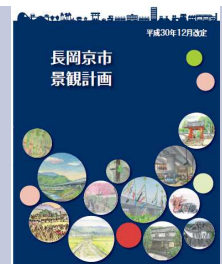
# 色彩コントロールの方法

## 長岡京市景観計画

平成30年12月改訂

### 景観形成基準 (建築物の色彩)

建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、  
西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。



## 景観形成ガイドライン

令和2年10月改定

明確な数値で示されていない景観形成基準について解説・例示



## 色彩コントロールの方法

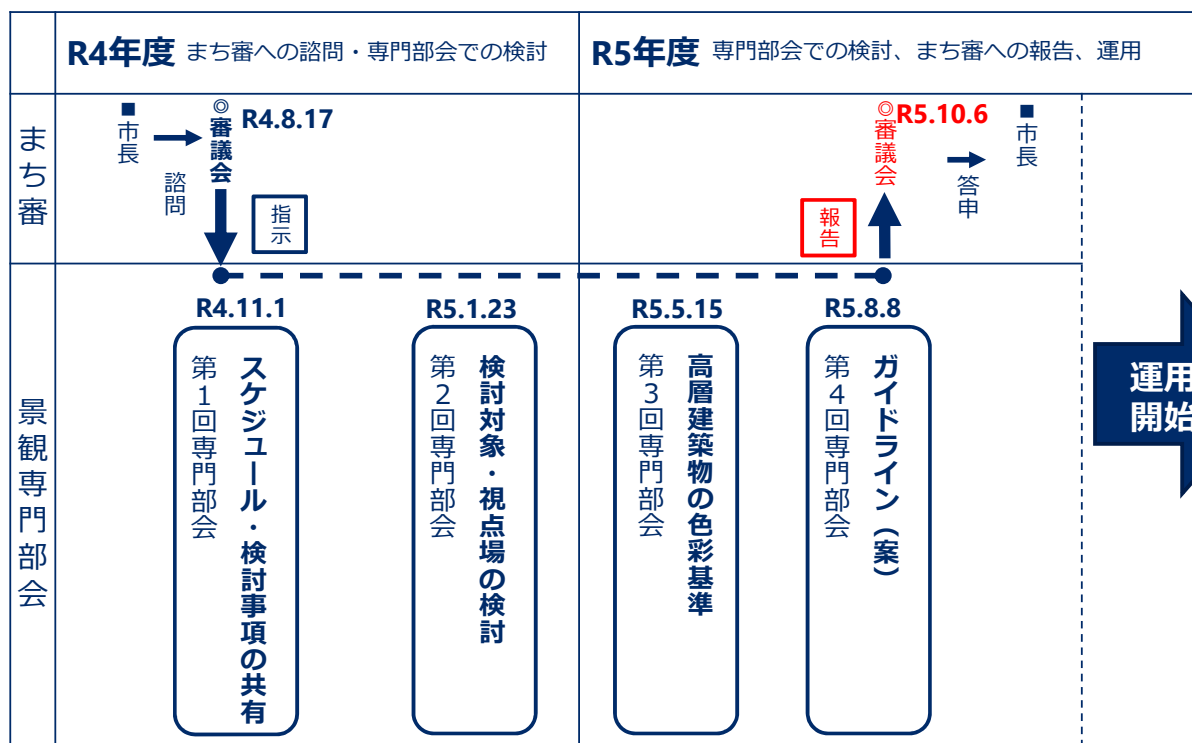
景観形成基準としている「西山の眺めや周囲の景観との調和」について

**ガイドラインにより、** ● 対象建築物や区域  
 ● 色彩選定・配色 **等の配慮事項を事前に周知**



# 色彩コントロールの検討経過

長岡天神駅周辺における都市景観の検討に向けたフロー



11

## 2. ガイドラインの解説

- 対象建築物
- 対象区域
- 色彩選定について
- 配色について

# ガイドラインの解説

## 対象建築物

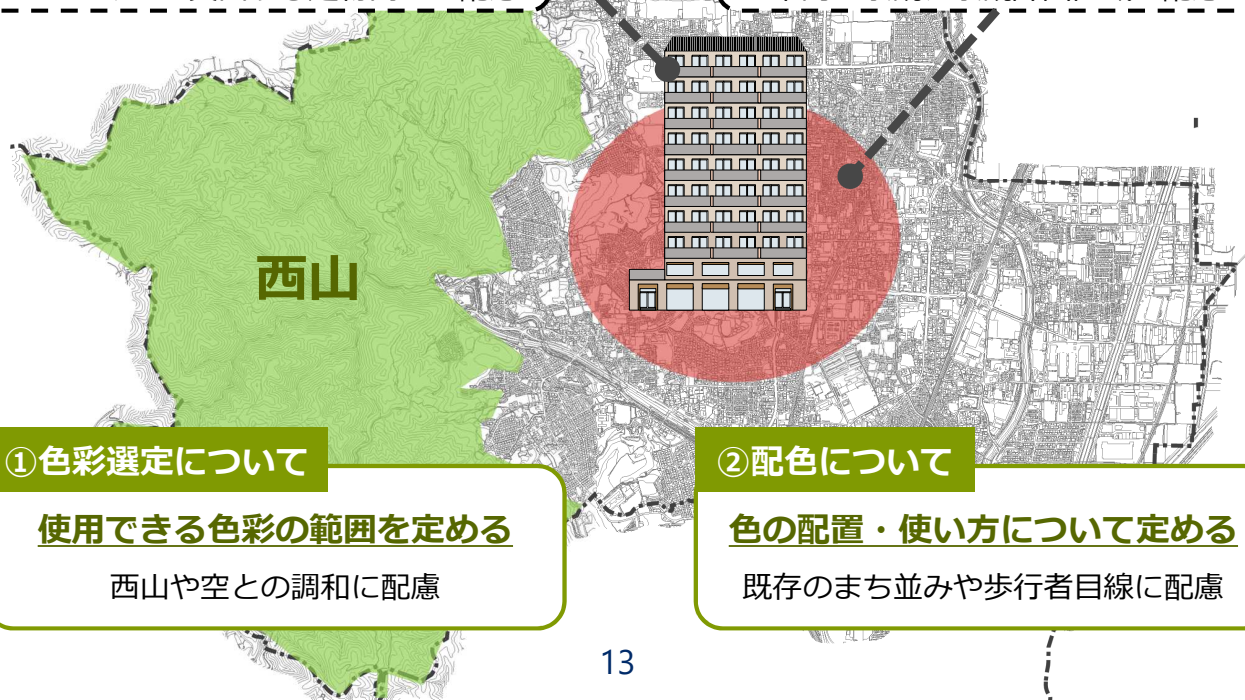
何m以上の建物を対象とするか？

まち並みから突出する建物高さに配慮

## 対象区域

どのエリアを対象とするか？

市内の景観、景観計画区域に配慮



### ① 色彩選定について

使用できる色彩の範囲を定める

西山や空との調和に配慮

### ② 配色について

色の配置・使い方について定める

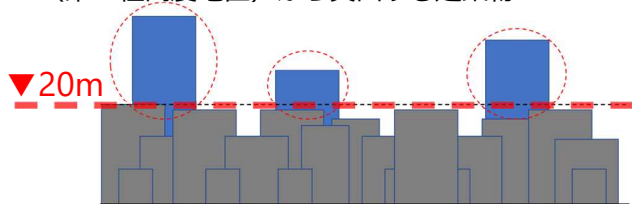
既存のまち並みや歩行者目線に配慮

# 対象建築物

まち並みから突出する建築物は何mか？

## 眺望景観 (市外や建物屋上からの景観)

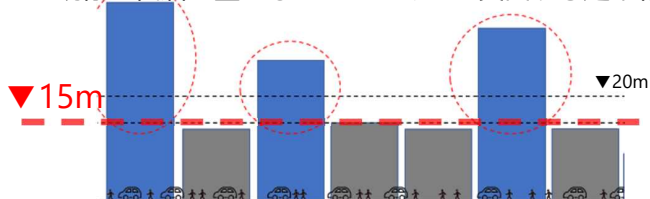
市街地の大部分を占める高さ20mを上限とするまち並み (第2種高度地区) から突出する建築物



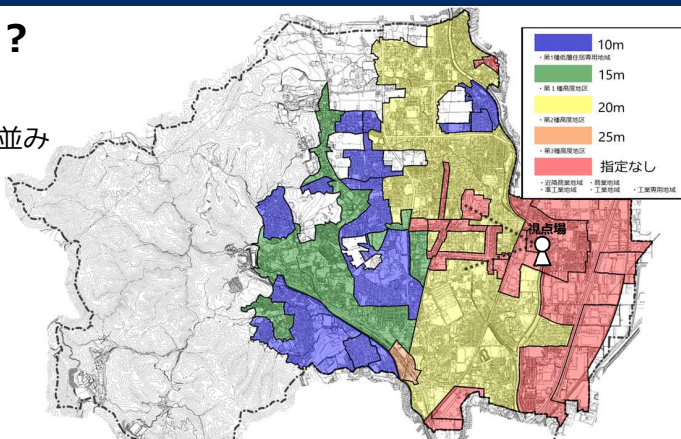
→背景となる 西山・空の眺めとの調和に配慮

## 街路景観 (歩行者目線の景観)

既存の低層を主としたまち並みから突出する建築物



→周囲の低層建物との連続性・調和に配慮



対象建築物 ▶ 歩行者目線の景観を重視し、対象建築物は高さ15mを超える建築物とする

# 対象区域

西山を背景とした景観を市内各所から確認

小畑川より西側



- 西山とまち並みが確認できる
- 歩行者が多くまちの印象に残りやすい

西山

西山の眺めへの配慮が特に必要なエリアは主に小畑川より西側

15

小畑川より東側



- 全体的に低い地形
- 来街者が少なく馴染みも少ない

# 対象区域

景観計画における区域設定の考え方

工業景観区域

- 色彩基準
- ベースカラー（見付面積の70%を占める色）

使用する色相	明度	彩度
R・YR・Y系	4～8	3以下
R・YR・Y系以外	4～8	2以下

- N系については、明度4～9とする

工業景観区域以外

- 色彩基準
- ベースカラー（見付面積の70%を占める色）

使用する色相	明度	彩度
2.5YR～5Y	4～8	3以下

- N系については、明度4～8とする

住工景観区域

工業地と住宅地の共存が求められる地域  
 →小畑川以西の市街地景観と工業景観の干渉エリアとし、ガイドラインの対象区域からは除外

対象区域

対象区域は 西山・山麓景観区域、市街地景観区域、河川軸、沿道軸①・②、旧街道軸、景観重点地区

16

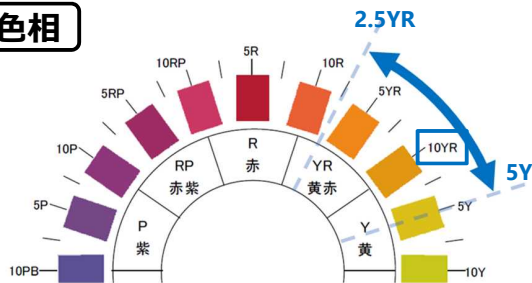
# ① 色彩選定について

## ■ 景観計画における色彩基準

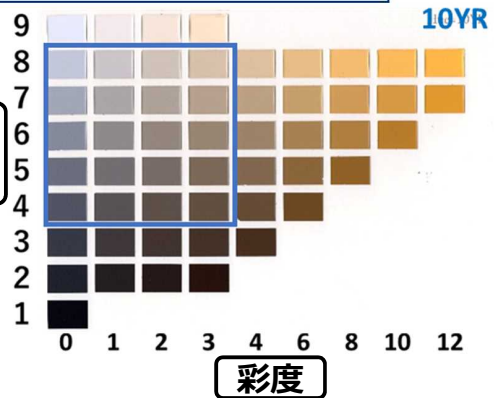
名称	面積割合	基準色の範囲															
ベースカラー	見付面積の70%以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.5YR~5Y</td> <td>4~8</td> <td>3以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">N系については、明度4~8とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	2.5YR~5Y	4~8	3以下	N系については、明度4~8とする。								
使用する色相	明度	彩度															
2.5YR~5Y	4~8	3以下															
N系については、明度4~8とする。																	
サブカラー	見付面積の30%未満	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR系</td> <td>4~8</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>4~8</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>RY・R・Y以外</td> <td>4~8</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td colspan="3">N系については、明度8以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度	彩度	R・YR系	4~8	5以下	Y系	4~8	4以下	RY・R・Y以外	4~8	2以下	N系については、明度8以下とする。		
使用する色相	明度	彩度															
R・YR系	4~8	5以下															
Y系	4~8	4以下															
RY・R・Y以外	4~8	2以下															
N系については、明度8以下とする。																	
アクセントカラー	見付面積の5%未満	なし															

### 例：ベースカラーの基準色の範囲

色相



明度



17

# ① 色彩選定について

## ① 色彩選定について

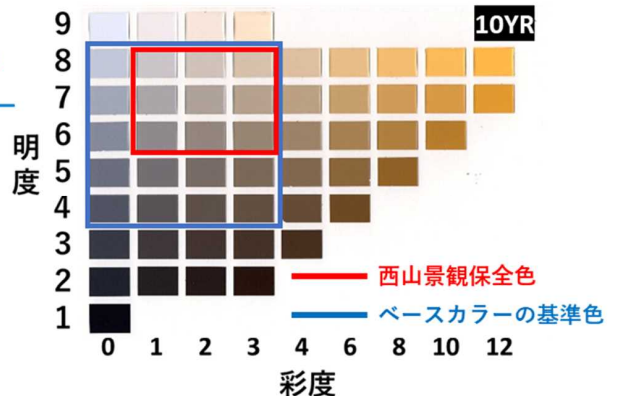
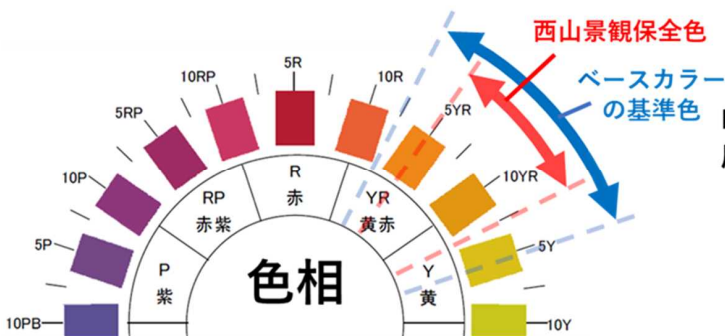
■ ベースカラーについては西山景観保全色より選定する。

### 西山景観保全色

使用する色相	明度	彩度
5YR~2.5Y	6~8	1~3
N系は使用しない		

### ベースカラーの基準色

使用する色相	明度	彩度
2.5YR~5Y	4~8	3以下
N系については、明度4~8とする		



自然景観と調和するアースカラーを基本とするため、赤味や黄味の強い色相の使用を避ける。

背景となる西山や空との調和、隣り合う高層建築物との調和が図れる色調とする。

# ① 色彩選定について

## ① 色彩選定について

■ ベースカラーについては西山景観保全色より選定する。

### 西山景観保全色

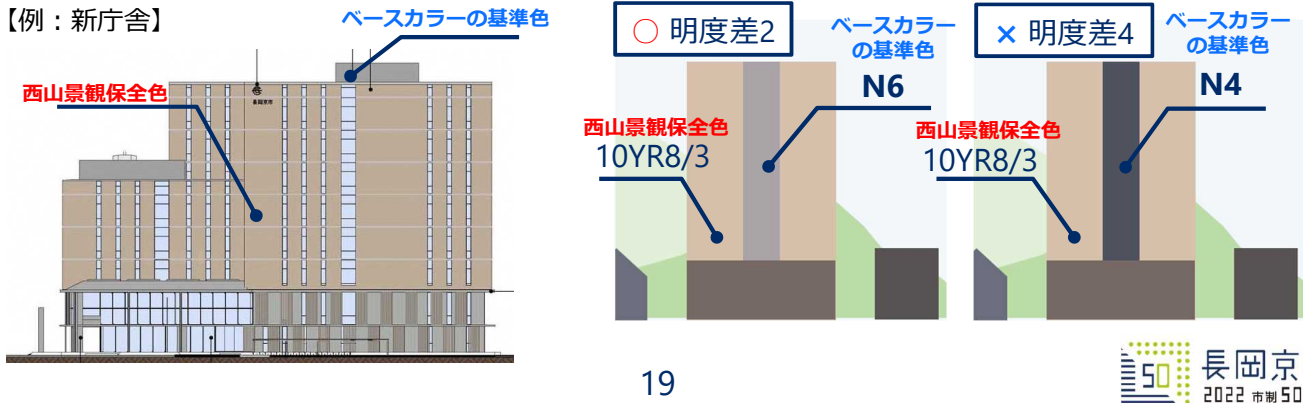
使用する色相	明度	彩度
5 Y R ~ 2.5 Y	6 ~ 8	1 ~ 3
N系は使用しない		

### ベースカラーの基準色

使用する色相	明度	彩度
2.5 Y R ~ 5 Y	4 ~ 8	3 以下
N系については、明度 4 ~ 8 とする		

なお、長大な壁面に対して色彩による分節化を行う場合は、選定した西山景観保全色との対比が強くなると認められる範囲でベースカラーの基準色を用いることもできます。  
(明度差を2以内とする等)

【例：新庁舎】



19

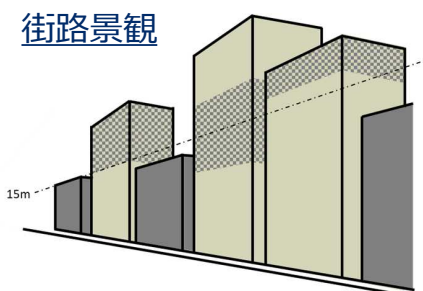
# ② 配色について (サブカラー、アクセントカラーの使用)

■ 色彩基準では配色に関する記載が無い (見付面積の割合のみ)

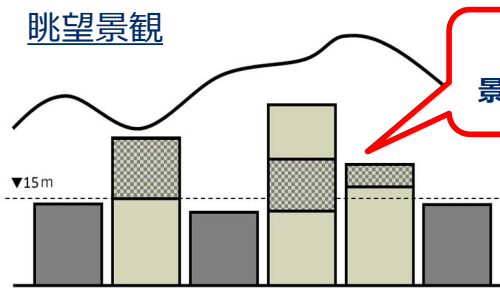
名称	面積割合	基準色の範囲
ベースカラー	見付面積の70%以上	使用する色相 2.5YR~5Y 明度 4~8 彩度 3以下 N系については、明度4~8とする。
サブカラー	見付面積の30%未満	使用する色相 R・YR系 明度 4~8 彩度 5以下 Y系 4~8 彩度 4以下 RY・R・Y以外 4~8 彩度 2以下 N系については、明度8以下とする。
アクセントカラー	見付面積の5%未満	なし

➡ 建物の高層部にもサブカラー・アクセントカラーを配色することができる

街路景観



眺望景観



まち並みから突出し  
景観の阻害要因になる恐れ

サブカラー  
アクセントカラー

大規模以外の行為

20

## ② 配色について (サブカラー、アクセントカラーの使用)

### ② 配色について

サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。

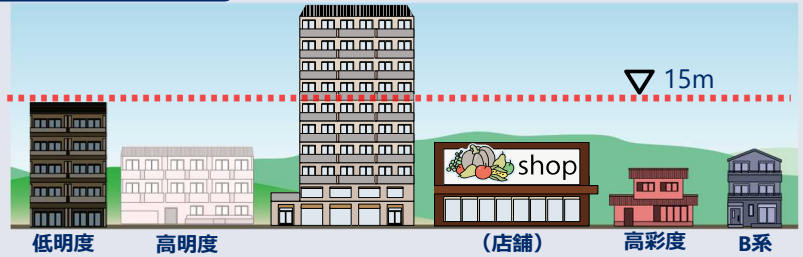
ただし、高さ15mを超える部分の見付のうち5%未満の面積に使用するサブカラーについてはこの限りではありません。

大規模以外の行為 (高さ15m以下の建築物)

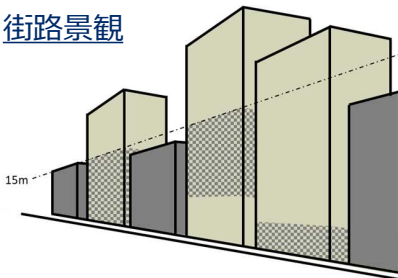
使用できる色彩の範囲が広い

#### 色彩基準

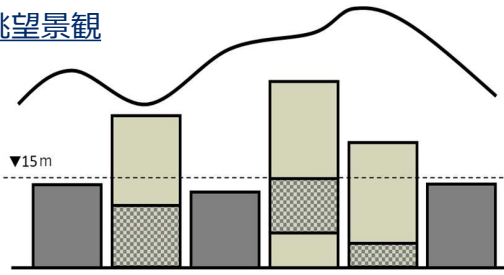
使用する色相	明度	彩度
R・YR系	4～9	5以下
Y系	4～9	4以下
R・Y・R・Y以外	4～9	2以下
N系については、明度を定めない。		



街路景観



眺望景観



サブカラー  
アクセントカラー

大規模以外の行為

サブカラー・アクセントカラーを使用できる高さは、大規模以外の行為のまち並みに合わせる

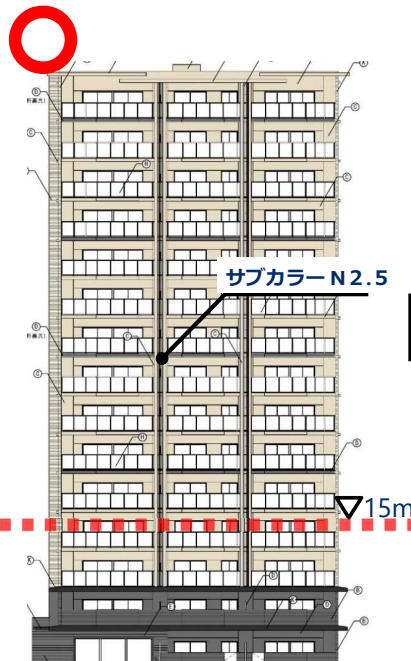
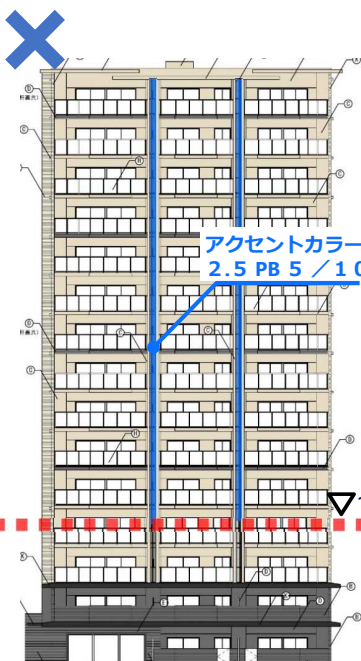
21

## ② 配色について (サブカラー、アクセントカラーの使用)

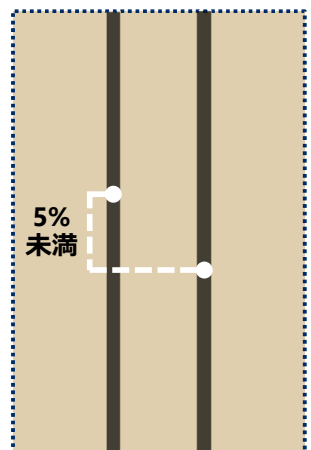
### ② 配色について

サブカラー及びアクセントカラーを高さ15mを超える部分に使用することはできません。

ただし、高さ15mを超える部分の見付のうち5%未満の面積に使用するサブカラーについてはこの限りではありません。



考え方



高さ15mを超える部分の見付

22

## ② 配色について（軒裏や内壁の配色）

### 立面図では確認できない仕上げ面



歩行者から視認でき、大きな印象を与えることになるため、  
圧迫感を与えたり目立った色彩とならないよう配慮



### ② 配色について

軒裏や内壁等の色彩は、西山景観保全色または隣接した壁面に準じた色彩とします。

## 将来の景観イメージ（天神通り）

ガイドライン適用前



